

広島県告示第八百三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を廃止した事務所	廃止年月日
社会福祉法人 洗心会	廿日市市宮浜温泉 一丁目二番一八号	せんしん訪問介 護事業所	平成一九年五 月三二日
株式会社メデイ ネットコンサル テイダ	広島市中区大手町 二丁目一一番二号	愛ゆうスマイル 勝木	平成一九年六 月三〇日
特定非営利活 動法人あんしん 介護支援サービ スセンター	広島市東区戸坂中 町六番四九号	あんしんヘルパー ステーション	平成一九年六 月三〇日
株式会社クリス タル介護セン ター	東京都中野区弥生 町五―一〇―七 ヴェール第一六ビル	クリスタル介護 三原サービスセ ンター	平成一九年六 月三〇日
山陽木材運送 有限会社	安芸郡坂町横浜中 央二丁目一〇番四 号	山陽介護タク シー	平成一九年七 月一日
		安芸郡坂町鯛尾二 丁目二一七	